

臨時社員総会議案書

平成23年度

日時 平成24年3月29日（木）午後1時30分

場所 公益社団法人熊本県浄化槽協会 会議室

公益社団法人 熊本県浄化槽協会

臨時社員総会次第

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議事審議

第1号議案 役員の報酬の総額案承認について

第2号議案 平成24年度事業計画案承認について

第3号議案 平成24年度収支予算案承認について

第4号議案 公益社団法人熊本県浄化槽協会定款変更案承認について

5. 閉会の辞

第1号議案

公益社団法人熊本県浄化槽協会 役員報酬の総額

公益社団法人熊本県浄化槽協会の定款第29条に規定する役員報酬は無報酬とする。

以上

平成24年度事業計画

熊本県における平成22年度末の汚水処理人口普及率は前年度から1.6%上昇して80.0%（全国平均86.9%）に達しているが、人口5万人未満の中小市町村においては70.1%（平成21年度末熊本県データに基づき当協会まとめ）（全国平均72.2%）にとどまっております。さらなる汚水処理施設整備の進捗が期待されている。特に中小市町村及び人口分散地域における汚水処理施設には、個別分散型施設である特徴を有する浄化槽での整備が有効であるため、今後より一層の設置促進を図る必要がある。

一方、熊本県は平成23年6月に新たな生活排水対策のマスタープランとなる「くまもと生活排水処理構想2011」を策定し、市町村設置型等による浄化槽の整備、単独処理浄化槽から浄化槽への転換、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査の適正な実施を目指すとしている。

このような背景のなか、当協会は法定検査精度管理システムの的確な運用をもって法定検査の信頼性・公平性を確保する。更に浄化槽設置基数等実態調査事業で構築した浄化槽台帳管理システムの運用において県、市町村から提供される浄化槽の設置・廃止等の情報を迅速、正確に反映し提供するとともに、行政機関と連携した受検勧奨対策事業を実施し更なる11条検査の受検率の向上を目指す。

また、みなし浄化槽から浄化槽への転換促進を図る協会独自の転換助成事業、小中学校を対象とした環境教育事業等を盛り込んだ啓発活動マスタープランの策定のほか職員の資質及び法定検査技術の向上に向けた教育研修を徹底し組織全体のレベルアップを図るなど、公益社団法人・指定検査機関としての社会的責務を一層自覚し、公共用水域の水質保全のために以下の事業を実施する。

1 公益目的事業

1) 法定検査事業の推進

浄化槽法第7条及び第11条に定める水質検査（法定検査）（以下「7条検査」及び「11条検査」という。）は、浄化槽がその所期の機能を発揮しているか否かを判定する重要な業務であることから数値目標を設定しその達成に努める。

また、昨年度に引き続き行政機関及び関係団体等と連携した未受検者に対する受検勧奨対策、不適正浄化槽対策、水環境保全活動への支援事業などを行うとともに、浄化槽台帳管理システム及び法定検査精度管理体制の適正な運用を通して法定検査受検率の更なる向上を目指す。

(1) 7条及び11条検査の実施目標基数

- ① 7条検査 2,800基
- ② 11条検査 76,500基

(2) 受検勸奨対策業務

①維持管理業界との協力体制の構築及び推進

法定検査の受検率の向上及び維持管理の徹底を図ることを目的に維持管理業界との連携強化を図り効率的な検査体制の構築を目指す。

②未受検者対策の強化

本年度は、県・市町村等と連携し浄化槽台帳管理システムを活用した効果的な未受検者への受検勸奨を実施する。

また、行政機関へは国の通達等に基づく受検指導の更なる強化を要請し関係業界とも連携しつつ未受検者の減少に努める。

③県実施の支援員事業との連携

県が実施する浄化槽支援員事業と連携を図り、文書による受検勸奨や戸別訪問等に積極的に協力し、更なる周知啓発と受検率の向上に努める。

(3) 法定検査信頼性確保事業

①法定検査精度管理システムの進行管理

法定検査精度管理システムの適正な運用を図るとともに7条・11条検査及びそれに伴う関連業務を適正に実施する。

②BOD検査制度に関する調査研究

現在5年に4回の周期で実施しているBOD検査を、全ての法定検査に導入するにあたっての課題について様々な視点から調査研究を行う。

(4) 未収金対策業務

前年度の未収金対策の評価を踏まえ、より効果的な未収金減少対策を行う。

(5) 不適正浄化槽対策

不適正浄化槽の原因を究明し、最適な改善方法を提案しその効果を測定することで浄化槽の信頼性向上に努める。

(6) 無管理及び無清掃浄化槽対策

行政機関の指導のもと立入検査を実施するとともに、関係業界及び支部と連携

し適正な維持管理の徹底に努める。

(7) 浄化槽台帳管理システムの進行管理事業

浄化槽台帳管理システムへ市町村等から提供される各種届出情報等を迅速・確実に処理を行うことで最新の台帳として管理し、行政機関が実施する未受検者対策等に円滑に活用できるよう進行管理を行う。

2) 法定検査推進事業関連業務

(1) 浄化槽の啓発活動マスタープランの策定事業

浄化槽の設置促進、適正な施工・維持管理の実施、法定検査受検率の向上及び協会の認知度を高めることなどを目的に、環境教育、受検勧奨用パンフレットなど各種啓発資材の作成及びマスコミの活用等の啓発活動を効果的に進めるための指針となる「啓発活動マスタープラン」を策定する。

(2) 浄化槽管理者等への普及啓発活動

浄化槽の法定検査受検率の向上及び維持管理の徹底等への理解を得るために、浄化槽管理者等の方々へ浄化槽法、法定検査・維持管理の必要性及び浄化槽関係者の役割等に関して正しい知識を提供するとともに協会の知名度を向上させるための普及啓発活動を実施する。

①支部が行う法定検査等啓発

各支部が地域の実情に応じた浄化槽の設置促進、適正な施工、維持管理及び法定検査並びに水環境保全の重要性等の普及啓発方法を検討し、地域の特性を生かした効果的な普及啓発事業を実施する。

また、昨年度に引き続き法定検査の受検率の向上及び浄化槽に関する意見交換や情報等の共有を目的とした地域（保健所）別連絡会議（県・市町村、関係業界、協会が一堂に会する会議）を実施する。

②浄化槽設置者講習会

行政機関及び関係業界と連携しつつ新規浄化槽管理者、未受検者等を対象に維持管理の徹底等を目的とした「浄化槽設置者講習会」を開催する。

③協会会報等の発行

会員及び行政機関等に対し、協会の動向や浄化槽に関する各種行政通知文書、各種講習会等の案内、法定検査に関する検査計画、受検勧奨案内等に関する情報を掲載した会報を年2回程度発行する。

④各種イベントへの参加等

当協会業務に関連する各種イベント等への積極的な参加等に加え新聞・広告の活用、啓発用グッズの作成等を行い広く水環境に果たす浄化槽の役割等を周知する。

⑤協会ホームページの運用及び充実

法定検査等の啓発及び浄化槽に関する各種情報の提供のための重要なツールとして運用の充実を図る。

⑥小中学校に対する環境教育事業

県内の小中学校を対象に、水の大切さや地域の水環境の保全の重要性及び生活排水処理に果たす浄化槽の役割等についての出前講習等を実施する。

(3) 浄化槽技術講習会事業

施工、保守点検及び清掃業者等を対象に技術向上のための講習会を開催する。

(4) 水環境保全活動への支援事業

県内において浄化槽の普及啓発及び水環境保全を目的に活動する団体等に対し、その活動の支援として助成を行う。

2 収益事業等

1) 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽の信頼性確保のための重要な制度であるため、引き続き事業の推進に努める。

2) 物品等販売事業

保守点検記録用紙及び浄化槽工事業登録申請書等の各種申請書類等の販売を行い、各業務の円滑な推進に努める。

3) 浄化槽放流水等計量証明事業

浄化槽の放流水の依頼検査を行うとともに浄化槽に関する水質改善研究等の事業を行う。

3 みなし浄化槽から浄化槽への転換助成事業

浄化槽の普及を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的に既存みなし浄化槽から浄化槽への転換助成を40件程度実施する。

なお、助成にあたっては協会会員が施工を行うことを主な要件とする。

4 職員教育実施事業

職員の資質の向上及び人材育成を図ることを目的に職員教育基本方針などに基づき職員研修を行うとともに、就業及び服務に関する規則・人事評価規程等の適正な運用に努める。

また、法定検査技術の向上等を目的に九州管内の指定検査機関協議会で開催される検査員研修会及び全国浄化槽技術研究集会等に積極的に参加する。

5 国、県及び県議会への要望

みなし浄化槽から浄化槽への転換事業及び浄化槽整備事業の促進等について国、県及び県議会等へ要望を行う。

また、浄化槽整備事業に関する設置工事については協会会員を積極的に活用いただけるよう要望を行う。

6 経費節減取組事業

年間を通じた総合的な経費の節減計画を策定し、具体的施策を実施することにより年間経費の削減に努める

7 顕彰及び表彰事業

次の表彰等の機会には積極的に推薦を行う。

- 1) 叙勲、褒章等
- 2) 環境大臣表彰
- 3) 国土交通省総合政策局長表彰
- 4) 国土交通省住宅局長表彰
- 5) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長表彰
- 6) 環境省環境管理部水環境管理部長表彰
- 7) 熊本県環境整備功労者知事表彰
- 8) 社団法人全国浄化槽団体連合会会長表彰
- 9) 当浄化槽協会会長表彰

公益社団法人熊本県浄化槽協会 定款変更案について

1. 変更の理由

毎年度3月及び5月に開催している臨時社員総会及び定時社員総会の開催を、定款変更を行うことにより、定時社員総会の1回とし臨時社員総会の承認事項であった事業計画及び収支予算の承認を理事会承認に変更することで会員への負担を軽減しより効率的な協会運営を図るとともに、会計及び特定費用準備資金等の根拠条文を明確にすることで、より透明性を確保した協会運営を図るため。

2. 変更案

1) 変更を行う条文

- ① 定款第13条（開催）（変更）
- ② 定款第47条第1項（事業計画及び収支予算）（変更）
- ③ 定款第49条の2（会計原則）（新規）

2) 変更内容

	新旧	対象条文及び規定内容
1	現	第13条（開催） 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、 <u>3月及び必要がある場合に開催する。</u>
	変更案	第13条（開催） 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、 <u>必要がある場合に臨時社員総会を開催する。</u>
2	現	第47条第1項（事業計画及び収支予算） この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、 <u>理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。</u> これを変更する場合も、同様とする。
	変更案	第47条第1項（事業計画及び収支予算） この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、 <u>理事会の承認を受けなければならない。</u> これを変更する場合も、同様とする。
3	現	規定なし
	変更案	第49条の2（会計原則） この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会において定める会計処理規程による。 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に当てるために保有する資金の取扱いについては、理事会において別に定める。

参考資料（第4号議案関係）

公益社団法人熊本県浄化槽協会 定款変更に係る検討経緯

定款変更案の提案までの検討経緯を下記のとおり示します。

記

	年月日	検討機関等	検討内容等
1	平成23年3月25日	臨時社員総会	総会開催回数に関する発議
2	平成23年4月18日	総務常任委員会	定款変更に係る検討
3	平成23年5月2日	総務常任委員会	定款変更に係る検討
4	平成23年6月30日	総務常任委員会	定款変更に係る検討
5	平成23年7月23日	支部長連絡会議	定款変更に係る検討
6	平成23年8月2日	総務常任委員会	定款変更に係る検討
7	平成23年8月24日	理事会	定款変更に係る検討
8	平成23年10月14日 ～11月11日	地域（保健所）別連絡会議	定款変更に係る報告等
9	平成23年11月2日	常務会	定款変更案の検討
10	平成23年11月8日	総務常任委員会	定款変更案の検討
11	平成23年11月24日	常務会	定款変更案の検討
12	平成23年12月6日	総務常任委員会	定款変更案の検討
13	平成23年12月9日	理事会	定款変更案の決議
14	平成23年12月12日 ～12月22日	会員への意見募集	定款変更案に関する意見募集の実施
15	平成24年1月16日	常務会	意見募集結果の検討
16	平成24年1月25日	総務常任委員会	意見募集結果の検討
17	平成24年2月27日	理事会	意見募集結果の報告
18	平成24年2月27日	支部長連絡会議	意見募集結果の報告

以上